積立年金制度

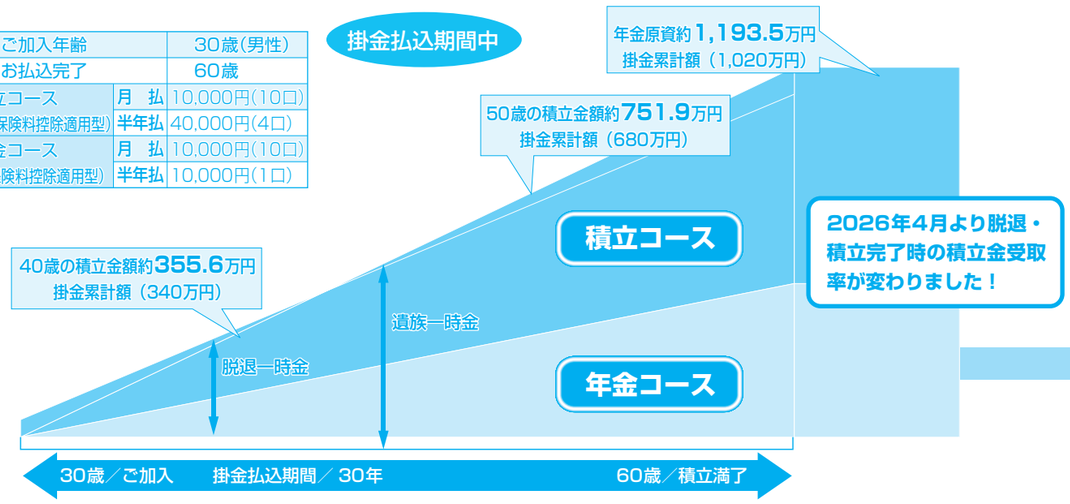
＜拠出型企業年金保険（02）【生命保険】＞

意向確認【ご加入前のご確認】　積立年金制度は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

自助努力でゆとりある老後の生活設計を！

ご加入例

ご加入年齢		30歳(男性)
お払込完了		60歳
積立コース（一般の生命保険料控除適用型）	月　払	10,000円(10口)
	半年払	40,000円(4口)
年金コース（個人年金保険料控除適用型）	月　払	10,000円(10口)
	半年払	10,000円(1口)



給付額試算表　掛金払込期間中

月払掛金10口(1万円)の場合(制度運営費1.1%)

加入期間	払込掛金合計額	積立金(脱退一時金額)
1年	120,000円	約 119,000円
2年	240,000	239,300
3年	360,000	361,000
4年	480,000	483,900
5年	600,000	608,200
10年	1,200,000	1,250,300
15年	1,800,000	1,928,100
20年	2,400,000	2,643,600
25年	3,000,000	3,398,900
30年	3,600,000	4,196,200
35年	4,200,000	5,037,800
40年	4,800,000	5,926,200

半年払掛金5口(年間10万円)の場合(制度運営費0.05%)

加入期間	払込掛金合計額	積立金(脱退一時金額)
1年	100,000円	約 100,450円
2年	200,000	202,050
3年	300,000	304,750
4年	400,000	408,550
5年	500,000	513,500
10年	1,000,000	1,055,600
15年	1,500,000	1,627,800
20年	2,000,000	2,231,900
25年	2,500,000	2,869,550
30年	3,000,000	3,542,650
35年	3,500,000	4,253,200
40年	4,000,000	5,003,250

一時払掛金10口(100万円)の場合

加入期間	払込掛金合計額	積立金(脱退一時金額)
1年	1,000,000円	約1,010,800円
2年	1,000,000	1,021,800
3年	1,000,000	1,033,000
4年	1,000,000	1,044,200
5年	1,000,000	1,055,600
10年	1,000,000	1,114,300
15年	1,000,000	1,176,300
20年	1,000,000	1,241,700
25年	1,000,000	1,310,700
30年	1,000,000	1,383,600
35年	1,000,000	1,460,600
40年	1,000,000	1,541,800

※一時払の積立金は、積増した月からの期間で試算しております。　※一時払掛金の振込手数料はご加入者個人の負担となります。
※一時払には制度運営費はありません。

記載の金額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。

記載の金額は、次の条件で計算しています。
(1)年間保険料14,368万円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
(3)パンフレット作成時点の各引受生命保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を引受割合(2027年1月1日時点)で加重平均した率により算出していること。

なお、基礎率については、将来変更される場合があります。

記載の金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。

下記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2026年1月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受会社(引受割合)
明治安田生命保険相互会社(62%)〔事務幹事〕
日本生命(18%)　富国生命(13%)　第一生命(5%)
太陽生命(2%)

なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

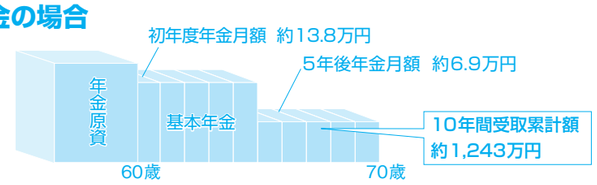
＜ご参考＞　公的年金シミュレーター（https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/）
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。

年金コース加入の場合個人年金保険料控除の対象となります。
（但し、他に個人年金保険料控除を受けていない場合です。）
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

6つの年金コース（積立完了時に選択）　年金受取後

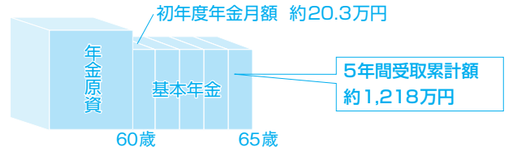
①5年倍額給付10年確定年金の場合

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。前半の5年間は、後半の2倍の「年金」が支払われます。



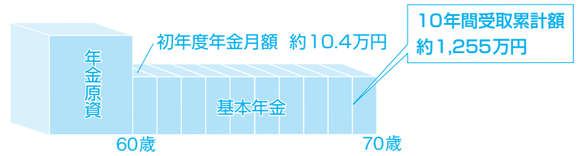
②5年確定年金の場合

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が5年間支払われます。
（積立コースのみ選択可）



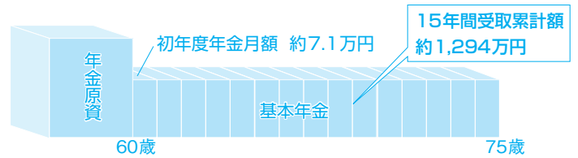
③10年確定年金の場合

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。



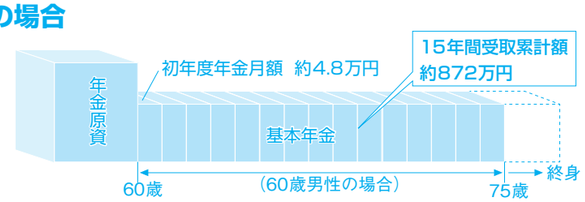
④15年確定年金の場合

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が15年間支払われます。



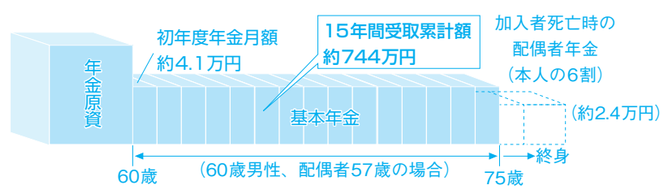
⑤15年保証期間付終身年金の場合

加入者の生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。15年の保証期間中に死亡の場合は残余保証期間は遺族に「年金」が支払われます。



⑥15年保証期間付夫婦連生終身年金の場合

加入者または配偶者が生存している限り、終身にわたり「年金」が支払われます。保証期間内に加入者が死亡の場合は、配偶者に本人と同額の「年金」が支払われます。15年の保証期間経過後に加入者が死亡の場合は、配偶者に本人の6割の「年金」が支払われます。



⑦年金の受取りに代えて一時金として受取ることも可能です

年金受取開始後（年金原資1,000万円の場合）

5年確定年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 2,041,270 円	約 2,041,270 円
2	2,041,270	4,082,540
3	2,041,270	6,123,810
4	2,041,270	8,165,080
5	2,041,270	10,206,350

5年倍額給付10年確定年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 1,388,720 円	約 1,388,720 円
2	1,388,720	2,777,440
3	1,388,720	4,166,160
4	1,388,720	5,554,880
5	1,388,720	6,943,600
6	694,360	7,637,960
7	694,360	8,332,320
8	694,360	9,026,680
9	694,360	9,721,040
10	694,360	10,415,400

10年確定年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 1,052,320 円	約 1,052,320 円
2	1,052,320	2,104,640
3	1,052,320	3,156,960
4	1,052,320	4,209,280
5	1,052,320	5,261,600
6	1,052,320	6,313,920
7	1,052,320	7,366,240
8	1,052,320	8,418,560
9	1,052,320	9,470,880
10	1,052,320	10,523,200

15年確定年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 723,090 円	約 723,090 円
2	723,090	1,446,180
3	723,090	2,169,270
4	723,090	2,892,360
5	723,090	3,615,450
6	723,090	4,338,540
7	723,090	5,061,630
8	723,090	5,784,720
9	723,090	6,507,810
10	723,090	7,230,900
11	723,090	7,953,990
12	723,090	8,677,080
13	723,090	9,400,170
14	723,090	10,123,260
15	723,090	10,846,350

15年保証期間付終身年金

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 487,470 円	約 487,470 円
2	487,470	974,940
3	487,470	1,462,410
4	487,470	1,949,880
5	487,470	2,437,350
6	487,470	2,924,820
7	487,470	3,412,290
8	487,470	3,899,760
9	487,470	4,387,230
10	487,470	4,874,700
11	487,470	5,362,170
12	487,470	5,849,640
13	487,470	6,337,110
14	487,470	6,824,580
15	487,470	7,312,050

（60歳男性の場合）

※保証期間経過後は本人が生存している限り終身にわたり年金が支給されます。

記載の年金給付額は、現時点では確定しておらず、変動（増減）するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。

記載の年金給付額は、パンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）により算出したものであり、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の１％を積立金から控除します（記載の金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には、年金給付額の増額に充当されますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の年金給付額には、配当金を加算していません。

積立年金制度の取扱いについて

	積立コース（一般の生命保険料控除対象）	年金コース（個人年金保険料控除対象）
加入資格	日建協加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している年齢満15歳以上満60歳未満（新規加入日現在）の方。	日建協加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している ［※満15歳以上で積立完了年齢（60歳）まで10年以上ある方］ ［※新規加入日現在満15歳以上満50歳未満の方］です。
積立完了年齢	満60歳です。	
加入日	2027年1月1日から加入となります。	
掛金	・掛金は加入者負担です。 ①月　払　：1口　1,000円　最低1口（1,000円）から最高100口（10万円）まで ②半年払　：1口　10,000円　最低1口（10,000円）から最高100口（100万円）まで ③一時払・退職時一時払：1口　10万円　最低1口（10万円）から最高200口（2,000万円）まで 掛金には、1口あたり月払1.1%（11円）、半年払0.05%（5円）の制度運営費を含みます。 積立コース・年金コースそれぞれのコースにおいて、半年払、一時払は月払加入が前提条件になります。 掛金（口数）の変更は毎年1月1日付で取扱います。退職時に一時払積増をする場合、確定年金を選択する時はその時点の残高が上限となります。	
口数の変更	年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け1月1日付けで取り扱います。 下記（全口中止・再加入欄）の中止の事由がある場合、掛金の一部について払込を中止する事ができます。	
掛金の払込	〈チェックオフ（給与天引き）方式の場合〉毎月の給与から控除します。 〈口座引去り方式の場合〉ご指定の加入者名義の預金口座より自動引去りとします。 ①月　払…毎月27日（初回は12月から）※金融機関が休みの場合は翌営業日 ②半年払…毎年2月と8月に月払掛金と併せて引去りします。 ③一時払…毎年3月1日付・9月1日付の年2回と、積立完了時に取扱います。それぞれに期日までに着金するよう加入者が収納代行会社〈（株）日本共同システム〉の指定する口座に振込むものとします。 （注）振込手数料は、加入者負担とします。	
口座引去り不能時の取扱い	①月　払…翌月には2ヵ月分をまとめて請求します。翌月に振替できなかった場合翌々月に3ヵ月分を請求します。ただし月払について、翌々月にも振替できなかった場合には、脱退扱いとします。 ②半年払…振替できなかった場合は再請求しません。	
積立金の減口（払出し）	「全口中止・再加入」に記載の事由（「その他加入者が掛金の支払いに支障がある場合」を除く）を満たす場合積立金を1万円単位で払出しできます。なお、減口（払出し）は毎月可能です。	積立金の減口（払出し）はできません。脱退し全額を一時金として受け取ることはできます。
積立期間中の給付	①脱退：脱退一時金（加入者本人受取） ②死亡：遺族一時金（加入者の遺族受取）（脱退一時金に月払保険料の1ヵ月分相当額を加算した金額をお支払いします。ただし死亡時に掛金払込み全部中止している場合、及び掛金が未納だった場合は加えられません。） 受取人順位：1配偶者、2子、3父母、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹 （遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位による。） ③年金受給資格を満たした加入者が死亡した場合、遺族が年金を受け取ることができます。	
全口中止・再加入	取扱います。（全口中止の期間は3年を限度とします。） 全部中止とは払込みを中断するもので他の積立同様に継続して運用されます。積立金の払い出しをする場合は別途手続きが必要です。 中止の事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病、障害および死亡を含む）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む）、結婚（親族の結婚を含む）、債務の弁済、その他加入者が掛金の支払いに支障がある場合。再加入は、年1回1月1日付で取扱います。	取扱いません。 積立てを終了し、積立金を一時金または、年金受給資格があれば年金で受給することができます。

次ページに続く

	積立コース（一般の生命保険料控除対象）	年金コース（個人年金保険料控除対象）
年金の受給資格	積立完了年齢（60歳）に達した時、満50歳以上の方が当制度から死亡以外の事由により脱退された時。 初年度年金月額が1万円未満の場合、年金の取扱いはできません。（夫婦連生終身年金及び5年倍額給付10年確定年金は、初年度年金月額2万円未満の場合、年金の取扱いはできません。）	積立完了年齢（60歳）に達した時、満50歳以上でかつ積立期間が10年以上の方が当制度から死亡以外の事由により脱退された時。ただし、5年確定年金の選択はできません。また、満60歳未満で年金支給を開始する場合は確定年金の選択はできません。
年金の受取人	年金の受取人（掛金負担者）は被保険者本人です。	
年金種類	●確定年金（5年・10年・15年・5年倍額給付10年の4タイプ）※5年確定年金は積立コースのみ ●保証期間付終身年金（保証期間15年・15年保証期間付夫婦連生の2タイプ）	
年金の繰延べ	1年単位で最高10年まで年金受給を繰り延べすることができます。 繰延べ期間中は掛金の払込み、積立金の払出しはできません。繰延べ期間は短縮することが可能です。 ※年金の繰延べとは、年金受給権の取得の繰延べであり、年金の開始を据置くことをいいます。	
配当金	●積立期間中の配当金（が生じた場合）は、年1回積立金に繰入れられます。 ●年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当されます。	
年金の一括払	年金受給期間中、年金に代えて一時金請求をすると、保証期間の未払年金現価が支払われます。又、保証期間付終身年金では保証期間経過後、本人が生存していれば年金は再開します。＊保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。	

税法上の取扱いについて

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保険料（掛金から制度運営費を控除した額）	年金コース→保険料は個人年金保険料控除の対象となります。 積立コース→保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。
脱退一時金	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額＝（脱退一時金額－既払込保険料合計額－50万円）×1／2（他に一時所得がない場合） ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
年金	加入者本人が毎年受け取る年金は、雑所得として課税されます。 課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－基本年金年額×（払込保険料累計額／年金支払総額（見込額）） ※雑所得金額が25万円以上の時、10.21%の源泉徴収を行ないます。 ※増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。
遺族一時金	加入者死亡による遺族一時金は相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合、『法定相続人数×500万円』まで非課税となります。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社：**明治安田生命保険相互会社（事務幹事）**
日本生命保険相互会社　富国生命保険相互会社　第一生命保険株式会社　太陽生命保険株式会社

総合医療サポート

健活CB 生命保険のみが対象です。

＜生保部分／代理請求特約[Y]付健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付
集団扱無配当医療保険【生命保険】　損保部分／医療保険【損害保険】＞

意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療サポート（生保部分）・総合医療サポート（損保部分）は、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

「健康情報活用商品」には健活CBマークがついています。
詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

制度の特長

無配当医療保険（生保部分）

1. 病気やケガで**継続して2日以上**入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
2. 三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
3. 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。
4. 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。
   ※キャッシュバックがないランクもあります。

医療保険（損保部分）

1. **七大疾病※・女性疾病**の場合は、**入院・手術保険金**が**上乗せ給付！**
   がん　急性心筋梗塞　脳卒中　糖尿病　高血圧性疾患　腎臓病　肝臓病　女性疾病
2. **三大疾病**の場合、**入院保険金**支払い日数は**無制限！**
3. 親が所定の要介護状態に該当したときの給付（親介護特約）をプラスすることができます。（オプション）

※七大疾病とは、三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）、
所定の生活習慣病（糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病）を指します。

保障内容

※生保部分／保険契約の型：A型、入院給付金の型：2−365日型、
入院給付金日額：5千円・3千円　加入対象区分：本人・配偶者
※損保部分／入院保険金日額・手術基準日額：5千円・3千円、
介護保険金額：100万円・親介護保険金額：100万円・200万円・300万円

入院

生保部分
〈疾病・災害入院給付金〉
災害 や 病気 で継続して2日以上入院のとき
5,000円or3,000円×入院日数

生保部分＋損保部分
病気が三大疾病の場合　がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中
5,000円or3,000円×入院日数〈疾病入院給付金【生保部分】〉
5,000円or3,000円×入院日数〈三大疾病入院保険金【損保部分】〉
がん　急性心筋梗塞　脳卒中
継続した2日以上※の入院～……支払日数無制限

生保部分＋損保部分
病気が所定の生活習慣病の場合　糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病
5,000円or3,000円×入院日数〈疾病入院給付金【生保部分】〉
5,000円or3,000円×入院日数〈糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金【損保部分】〉
継続した2日以上※の入院～……**365日限度**

※損保部分は1日以上の入院からお支払いします。

■女性疾病入院保険金

損保部分　病気が 女性疾病 の場合**5,000円or3,000円×入院日数**（365日限度）が上乗せしてお支払いします。

女性疾病とは…（子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。）

■ICU（集中治療室）管理特別給付

生保部分　ICU管理　災害や病気で所定の集中治療室（ICU）管理を受けられたとき　〈集中治療給付金〉
→ **5,000円or3,000円×集中治療室管理日数（120日限度）**